

湖山西地区防災計画

[平成 24 年 4 月現在]



湖山西まちづくり協議会
湖山西地区自主防災会連絡協議会

— 目 次 —

はじめに	3
・湖山西地区の概要	
第1章 防災計画の基本的考え方	4
(1) 目的	
(2) 基本方針	
(3) 計画の目標と位置付け	
第2章 災害の想定	4
(1) 風水災害	
(2) 地震災害	
(3) その他	
第3章 防災の対応	5
1 広報伝達と体制整備	
(1) 鳥取市の広報伝達	
(2) 湖山西地区の広報伝達	
(3) 湖山西地区災害対策本部	
(4) 自主防災組織	
2 避難所と要援護者支援	7
(1) 鳥取市の避難勧告・指示	
(2) 避難誘導	
(3) 避難所の設定・管理	
(4) 要援護者支援	
資料	
1 湖山西地区町内会マップ	10
2 湖山西地区災害対策本部設置要綱	11
3 湖山西地区災害対策本部組織図	13
4 湖山西地区自主防災会連絡協議会規約	14
5 湖山西地区自主防災会連絡協議会組織図	16
6 指定避難所、一次避難所一覧表	17
7 指定避難所、一次避難所位置略図	18

はじめに

湖山西地区の概要について

地勢としては、湖山池の北岸に位置し、湖山池と日本海との間に東西に亘って細長に市街地が開けている。とりわけ、昭和 41 年に当時の国立鳥取大学が湖山地内へ統合移設された以降、人口が急速に増加して、旧集落と新興住宅地域が混在する街並みが形成され、現在も拡充されつつある。

地区内には、山陰地方の交通の動脈である国道 9 号線と JR 山陰本線が東西に平行して走り、鳥取県の空の玄関の一つである県営の鳥取空港が立地している。

また、国立大学法人鳥取大学及び附属学校 4 校のほか、県立高校 2 校及び県立・市立の国際交流拠点施設 2 施設を立地する文教国際交流地区である。

さらに、地区の西側エリアには、国立病院機構鳥取医療センター、県立の各種福祉施設と民間の福祉施設が集積されて、いわゆる福祉エリアを形成している。

街並みは、文教地区にたがわず、鳥取大学教職員宿舎・学生寮更には学生や単身者用のアパート・ワンルームマンション等が林立し、若者の町として夜間帯でも人通りが絶えない賑わいがある。

地区内の住民登録世帯数は、約 3,200 世帯で人口は約 6,400 人である。

年齢層別人口構成では、年齢が 30 歳代までの人口比率で湖山西地区 56,4%、全市 44,5%となっており、湖山西地区が 12%高く、文教地区の特性を伺うことができる。

湖山西まちづくり協議会は、地区内の 27 町内会と 18 の各種団体が参加して平成 20 年 11 月に設立された。また、設立から約 1 年間かけて、協働による「安全・安心なまちづくり」のための「地域コミュニティ計画」を策定し、その実現を目指して取り組みを進めている。

この地域防災計画は、「地域コミュニティ計画」に基づく「災害に強いまちづくり」の一事業として策定したものである。

第1章 防災計画の基本的な考え方

1 目的

この計画は、鳥取市地域防災計画を踏まえ、住民生活の各分野に亘り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、地域における災害に係る災害予防、災害時の応急対策に関し定め、もって安心・安全なまちづくりを進めることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 災害に備え、学校、防災機関及びまちづくり協議会相互間の連携を強化し体制整備を図るとともに、全町内会に自主防災会を結成する。
- (2) 情報の収集・伝達、避難誘導、炊き出し等防災の実践的訓練を行い、住民の防災意識を高揚する。
- (3) 災害時、鳥取市から住民への情報連絡・周知、避難所の設定・管理等の要請がある場合には、これに従い対応する。

3 計画の目標と位置付け

計画の推進にあたっては、湖山西地区の防災体制を確立し、自主防災組織の育成に努め、防災・災害時の対応を推進することを目標とするが、湖山西地区「地域コミュニティ計画」における協働のまちづくり活動の理念と計画を基本とする。

第2章 災害の想定

1 風水害

気象災害の主なものは、台風災害、台風以外の大雨による浸水害・洪水害・土砂災害、強風害、雪害、乾燥時の火災等があげられる。

鳥取市の昭和20年以降の災害の発生状況を見ると、年によりかなりの偏りが認められるが、台風による災害や、梅雨前線等による大雨災害は大体年間2~3回、強風害、雪害は年1回程度発生している。これらの気象災害は、近年では発生形態が変化してきている。

これは、都市部・農村部ともに、住宅地域の拡大、それに伴う土地造成或いは道路網の発達による行動範囲の拡大等、経済の高度成長、土地開発の進展及び生活様式の多様化といった要素も強く働き、災害規模が大きくなっている。

2 地震災害

鳥取市は、昭和18年9月10日の鳥取大震災で動いた鹿野断層、北側には鳥取地震より生じた吉岡断層がある。また、その南側には岩坪断層、更に規模が最も大きいとされる山崎断層(兵庫一岡山)が存在する。これら断層は、繰り返し地震を発生させる可能性があり、大地震が発生した場合、甚大な被害発生のおそれがある。

なお、日本海側で大地震が発生した場合、沿岸を中心に津波被害の可能性もある。地震による災害は、火災、水害、斜面崩壊、がけ崩れ等の被害が想定される。こ

のように、災害による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道・通信及び交通等ライフライン施設の高密度化、生活習慣の変化は、災害による被害を甚大かつ複雑化する傾向にある。

3 その他

火災(火事)及び新型インフルエンザ・硫化水素流出事故等

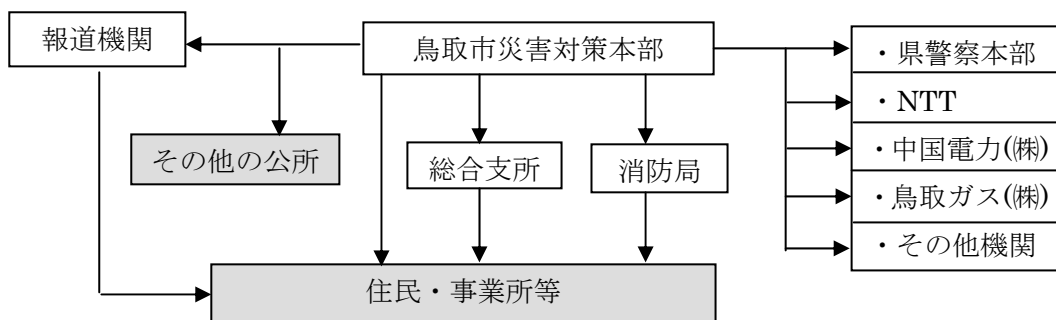
- (1) 火災(火事)を種別ごとに見ると、建物火災、林野火災、車両火災等であり、建物火災のうち住宅火災が最も多く、火災による損害とともに高齢者の死者・負傷者が多くなっている。
- (2) 強毒性の新型インフルエンザが発生した場合、感染は国を越え急速な広がりを見せ、健康被害とともに社会活動や社会機能に大きな影響をもたらすと考えられている。
- (3) 硫化水素流出事故等は、人的な災害事故であり、二次災害の発生を防ぐためには、敏速な住民の把握・避難誘導等が必要となる。

第3章 防災の対応

1 広報伝達と体制整備

(1) 鳥取市の広報伝達

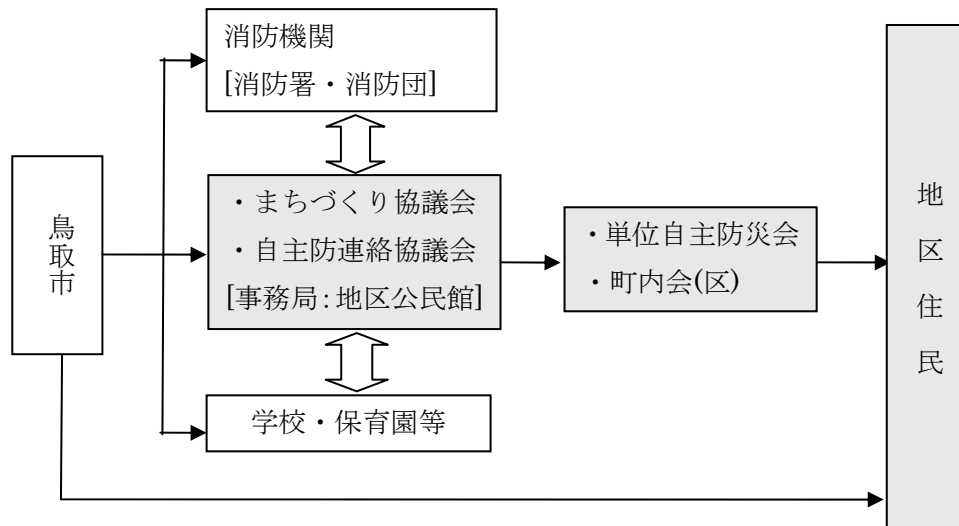
鳥取市は、被災者の要望等を把握し不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、防災関係機関の協力を得て広報活動を実施する。



(2) 湖山西地区の広報伝達

地区住民の生命・身体及び財産を災害から守るためには、学校、防災機関及びまちづくり協議会相互間の連携を強化し、住民による地域ぐるみの自主防災体制を確立する。





(3) 湖山西地区災害対策本部

- ①大規模災害(地震・風水害・火災等)の発生が予想される事態及び大規模災害が発生した場合、鳥取市からの情報連絡に基づき、まちづくり協議会と自主防災会連絡協議会の協議に基づく状況判断により「湖山西地区災害対策本部」を設置する。
- ②災害対策本部は、非常事態下における地域住民の生命と安全確保を第一として、それぞれの単位自主防災会との間で情報連絡を徹底するとともに、鳥取市との一元的な情報連絡に努め、効果的かつ万全の対策を推進する。
- ③災害対策本部設置要綱及び組織構成は、資料2・3のとおりである。
- ④湖山西地区自主防災会連絡協議会規約及び組織構成は資料4・5のとおりである。

(4) 自主防災組織

湖山西地区における自主防災会の実践活動を促進し、住民の防災行動力の向上を図るため、全町内会に自主防災組織を結成する。(未結成の場合は、当該町内会が事業の主体となる。)

①自主防災組織の活動内容

ア、平常時における活動

- 1 防災活動に関する知識の普及・意識の高揚
- 2 防災事業計画の作成
- 3 出火防止の徹底及び防災点検
- 4 防災訓練
 - (1)個別訓練(情報収集・伝達訓練・消火訓練・避難訓練等)
 - (2)総合訓練
 - (3)図上訓練
- 5 資材・物資等の備蓄、管理、調達等の計画

6 その他

(1)避難に関する情報の把握（避難所・避難経路⇒防災マップ）

(2)危険箇所の把握（がけ崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地帯等⇒防災マップ）

・災害時要援護者の把握(一人暮らし高齢者世帯等)

イ、災害時、緊急時における活動

- 1 情報収集、伝達、広報活動
- 2 出火防止、初期消火活動
- 3 応急救護救出活動に対する協力
- 4 避難誘導活動
- 5 秩序維持に対する協力
- 6 救助物資の配分
- 7 給食、給水に対する協力

② 防災知識の普及啓発

災害時における自主防災組織の役割や活動内容を周知するため、リーダー研究会や懇談会、災害に関する講演会、DIG(簡易型災害図上訓練)、更には地域における防災フェア等の各種行事を通じた普及啓発を図る。

③ 自主防災活動の充実強化

災害による被害を最小限に食い止めるためには、発災直後の地域住民による自主かつ組織的な防災活動が不可欠である。このために、各自主防災会は、鳥取市自主防災会連合会補助金制度を活用しながら、初期消火訓練(消火栓、消火器等)、救命救急講習会等の実践的な訓練を行う。

④ 自主防災組織のリーダー育成

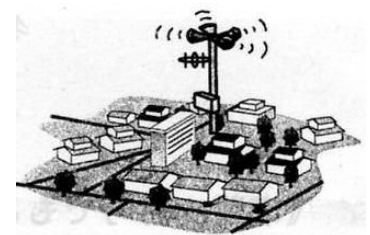
自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

鳥取市防災指導員等配置要綱に基づく防災リーダーへの登録を奨励する。

2 避難所と要援護者支援

(1) 鳥取市の避難勧告・指示

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、鳥取市は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して、避難の立ち退きを勧告し及び急を要すると認めるときは、これらのものに対し、避難のための立ち退きを指示する。



避難勧告等の判断、伝達方法

区 分		実施の時期	伝達内容	伝達方法
風 水 害	避難 準備	避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況	①発令者 ②避難すべき理由 ③避難の時期	口頭又は広報車によるほか、次のうち実情に適した方法による。
	避難 勧告	災害の発生するおそれがあり自発的に避難を促すとき	④避難場所 ⑤避難経路	①サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴
	避難 指示	上記により状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し現場に残留者があるとき	⑥危険区域及び危険の度合い <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(注) 鳥取県安心安全 情報配信収集シ ステム</div>	②市行災行政無線(同報系)の利用 ③市のホームページの利用 ④あんしんトリピーメールの利用(注) ⑤CATV 告知端末の利用 ⑥ラジオ・テレビ等放送施設の利用 ⑦FAX(視聴覚障害者用) ⑧MCA 無線の利用 ⑨FM 鳥取の利用

(2) 避難誘導

避難・立退きは、避難者個人の自主避難を原則とするが、避難途上に危険がある場合等必要があるときは、消防団、自主防災会等が誘導する。その際は次の点に留意すること。

- ① 高齢者、乳幼児、婦女子、傷病者、障害者等を先に行う。
- ② 災害の種別、災害発生 of 時期等を考慮して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先する。
- ③ 携帯品は必要最小限度に止めるものとする。

(3) 避難所の設定・運営

- ① 避難所は、災害の発生により住居が倒壊、火災その他の事由により居住することができない住民を、一時的に収容する施設であり、鳥取市が避難所運営

の責任者を市職員の中から選定する。

湖山西地区の指定避難所、一次避難所は資料 6 のとおりである。

[一次避難所⇒地震・火災等の発生時に一時的に避難する場所]

- ② 避難所責任者(鳥取市)は、当該避難所の施設管理者及び避難者の所属自主防災会等と連携して、施設の利用できる場所、立ち入り禁止区域等を設定し避難者に知らせる。避難者はそれに基づき、占有場所に配慮する。
避難所責任者が派遣されていない避難所においては、施設の管理者及び自主防災会等が連携して設定し、自主防災会等が避難者に知らせる。
- ③ 避難所責任者(鳥取市)は、自主防災会等の協力を得て、避難者名簿を作成し、収容状況等を市本部へ報告する。
避難所責任者が派遣されていない避難所においては、自主防災会等が避難者名簿を作成する。
- ④ 被災者及び災害応急対策従事者の食糧供給について、自主防災会、婦人部等は必要に応じて協力する。

(4) 要援護者支援

災害発生時において、身の安全を確保するための一連の行動をとるに当たり、ハンディを負っている傷病者、寝たきりや一人暮らし等の高齢者、心身障害者、児童・乳幼児、在日外国人等は、その災害の知覚、情報の収集・伝達、避難などの行動に困難が予想される災害時要援護者といえる。

要援護者にとって、災害の際の近隣の支援は心強いものであるため、日頃から、要援護者及びその支援者の把握に努め、要援護者の記録マップを備えて置くなど、自主防災組織、福祉関係者を中心とした支援体制の確保を図っておくことが必要である。



— 資 料 —

1 湖山西地区町内会(自主防災会)マップ



※町内会(区)の数 27

※自主防災会の数 20

2 湖山西地区災害対策本部設置要綱

- 1 大規模災害(地震、風水害、火災等)の発生が予想される事態及び大規模災害が発生した場合(以下、非常事態という。)における、鳥取市災害対策本部からの情報連絡に基づき、湖山西地区公民館に『湖山西地区災害対策本部(以下、災害対策本部という。)]を設置するものとする。
- 2 災害対策本部の業務は、非常事態下における地区住民の生命と安全確保を第一として、単位町内会長並びに単位自主防災会長(以下、単位町内会長等という。)との間で情報収集を徹底するとともに、鳥取市災害対策本部との一元的な情報連絡につとめ、効率的かつ万全の対策を推進するものとする。
 - (1) 鳥取市災害対策本部から伝達される各種情報を、単位町内会長等へ敏速確実に伝達すること。
 - (2) 各町内会長等は、自町内会の被災状況の把握に努め、湖山西地区災害対策本部との情報連絡に万全を期すこと。
 - (3) 災害対策本部は、湖山西まちづくり協議会を構成する各団体の代表者をもって、次のとおり編成する。
 - ① 総括部
 - ア、総括部は、災害対策の基本に係る総括的事項の企画実施を担当する。
 - イ、総括部は、本部長・副本部長・専門スタッフ及び情報連絡班をもって構成する。
 - ② 対策部
 - ア、対策部は、総括部の指示に基づきそれぞれの役割を遂行する。
 - イ、対策部は、避難誘導支援班、救出救護支援班、避難所運営支援班、給食給水支援班をもって構成し、それぞれに班長、副班長を配置する。
 - ③ 役割
 - ・ 本部長
本部の業務を統括する。
 - ・ 副本部長
本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - ・ 専門スタッフ
災害対策の策定等について、専門的立場からアドバイスを行い、対策の万全を期す。
 - ・ 情報連絡班
総括部に所属して、単位町内会長等と連携した情報収集及び情報伝達を一元的に担当する。
 - ・ 避難誘導支援班長
住民の自主的避難及び鳥取市災害対策本部からの指示に基づく住民避難について、単位町内会長等に対する支援を行う。
 - ・ 救出救護支援班長
各町内会長等からの支援要請に対応するとともに、地区全体の被災状況に基づく支援体制を検討し、必要に応じて鳥取市災害対策本部との調整に当たる。

・避難所運営支援班長

鳥取市が派遣する避難所運営責任者のもとで、避難所の管理運営に協力する。

・給食給水支援班長

鳥取市が派遣する避難所運営責任者のもとで、避難所における給食給水業務の支援を担当する。

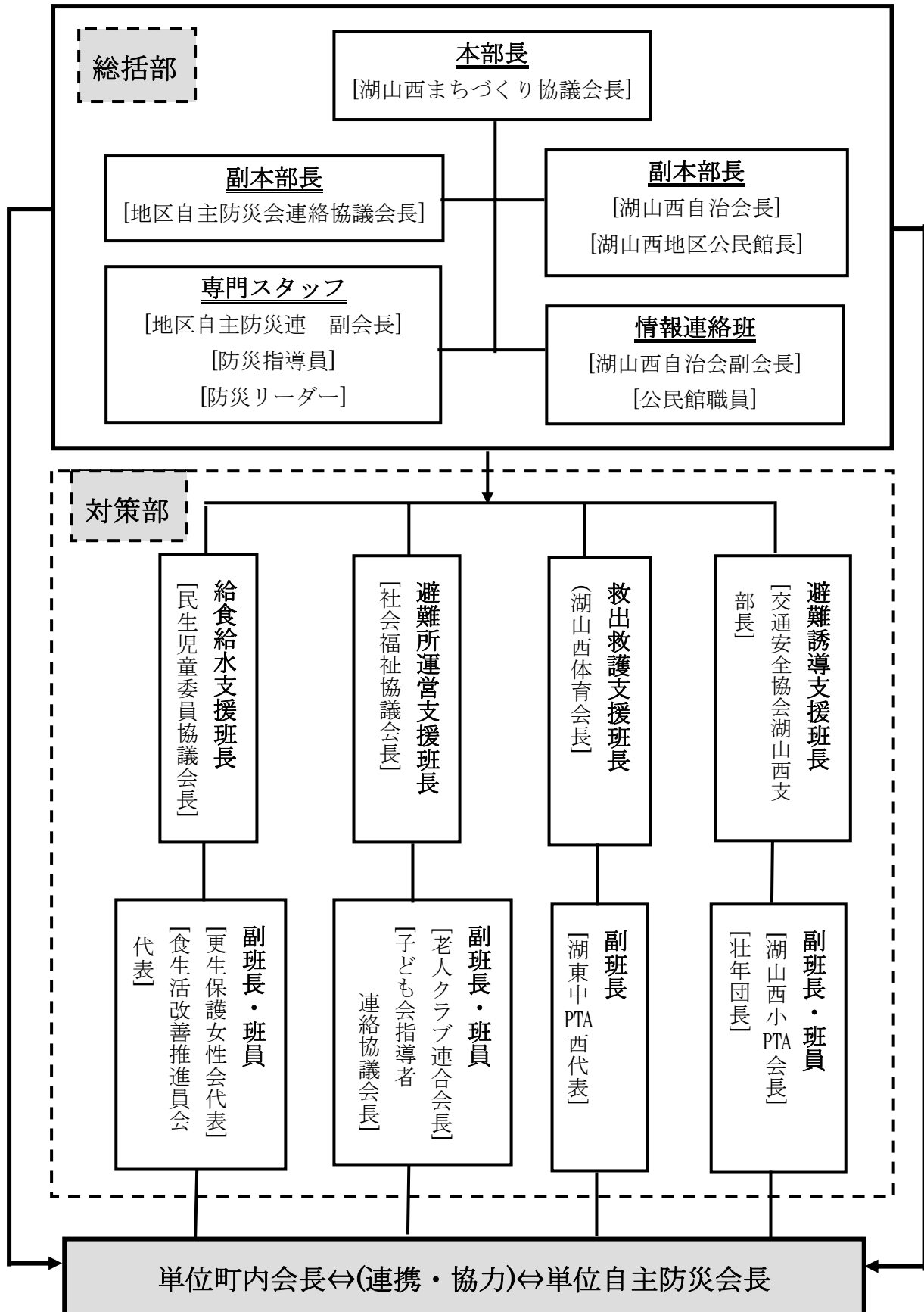
・各副班長

班長を補佐し、班長に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 災害対策用に必要な備品等の整備については、財政面を考慮しつつ逐次整備するものとする。
- 4 被災した場合の災害復旧支援体制については、原則として、災害対策本部が主導するものとするが、被災状況を考慮してその都度検討するものとする。
- 5 本実施要領は、平成 18 年 10 月 22 日から実施する。
平成 23 年 月 日から一部改正して実施する。



3 湖山西地区災害対策本部の組織図



4 湖山西地区自主防災会連絡協議会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、湖山西地区自主防災会連絡協議会(以下「協議会」という。)と称し、湖山西地区内の自主防災会をもって組織する。

(目的)

第2条 協議会は、地震その他の災害(以下「地震等」という。)に備えて、鳥取市自主防災会連合会との連携を密にするとともに、災害発生時における自主防災組織の災害対応能力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織の育成強化に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等発生時における初期消火、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防火思想の普及、訓練及び講習に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

(役員)

第4条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名(内1名会計兼務)
- (3) 理 事 2名
- (4) 監 事 2名

2 役員は総会において構成員の中から選出する。

3 会長は、鳥取市自主防災会連合会の評議員となる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

3 理事は、協議会の重要事項を審議する。

4 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補充のために選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、理事会及び総会とし、会長がこれを招集し議長となる。

2 総会は、毎年1回開催するものとし、理事会は必要の都度開催する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項

- (2) 事業執行に関する事項
- (3) 緊急を要する事項
- (4) その他協議会の運営に関する重要事項

(総会)

第9条 総会は、各自主防災会の会長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) その他特に必要な事項

(経費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

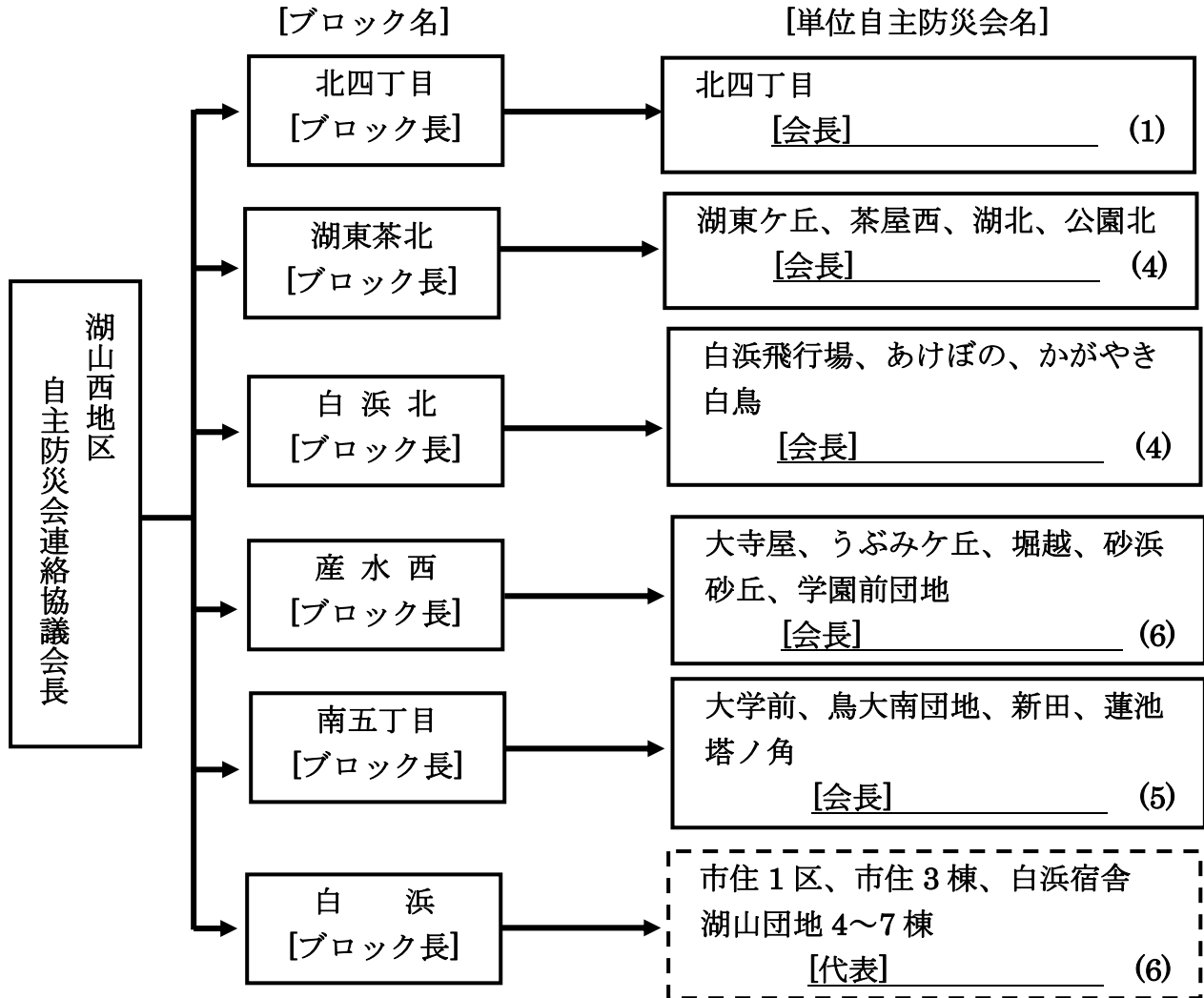
第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付則

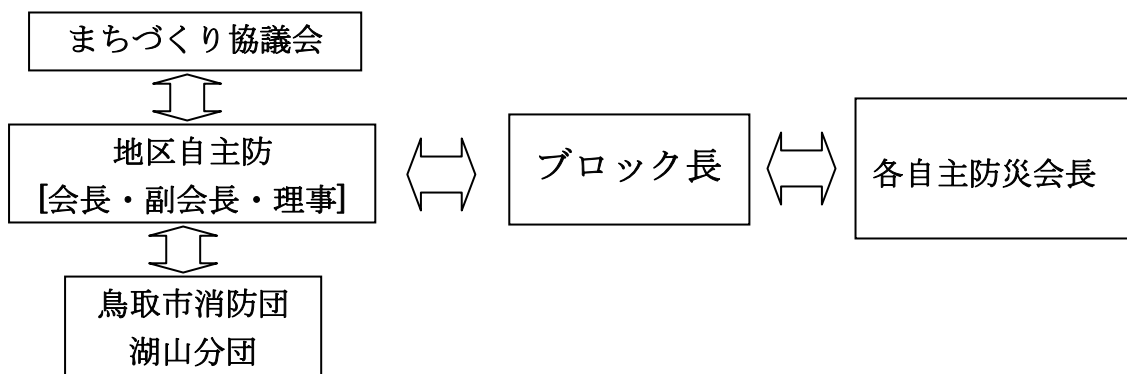
- 1 この規約は、平成8年7月9日から施行する。
- 2 平成18年7月1日 一部改正

5 湖山西地区自主防災会連絡協議会組織図

(1) 通常の組織図



(2) 小規模災害対応時の組織図



6 一次避難所・指定避難所一覧表

(1)一次避難所

校区名	名称	所在地	面積(m ²)
湖山西	湖山西小学校グラウンド	湖山町西 1 丁目 541	10,789
	若草学園	湖山町西 1 丁目 516	900
	湖陵高校グラウンド	湖山町北 3 丁目 250	36,198
	商業高校グラウンド	湖山町北 2 丁目 401	31,390
	湖山北公園	湖山町北 4 丁目 129	1,414
	湖山白浜公園	湖山町北 4 丁目 314	1,461
	大寺屋 1 号公園	湖山町北 2 丁目 594	2,623

(2)指定避難所

校区名	名称	所在地	電話番号	収容人員
湖山西	湖陵高校	湖山町北 3 丁目 250	28-0250	840
	商業高校	湖山町北 2 丁目 401	28-0156	1,360
	湖山西小学校	湖山町西 1 丁目 541	28-8900	1,200
	学習交流センター鳥取	湖山町西 1 丁目 512	31-3253	300
	国際交流プラザ		31-3581	
	湖山西地区公民館			
	鳥取大学	湖山町南 4 丁目 101	31-5490	-
	若草学園	湖山町西 1 丁目 516	28-1233	100
	湖山西地区体育館	湖山町西 1 丁目 512	-	270



(3) 指定避難所・一次避難所位置図

